

平成20年度北広島市幼稚園就園奨励費補助事業

保健福祉部 児童家庭課

- 対象 市内に住所を有する満3歳以上の未就学児童
- 対象幼稚園 市内・市外を問わず上記対象児童の通う私立幼稚園
- 補助基準 国の補助基準と同額で実施
- 補助方式 保護者を補助対象者とし実施する方法と、幼稚園を補助対象者とする方法のいずれの方法で実施することも国は認めているが、北広島市においては後者の幼稚園を補助対象者として実施している。  
 ☆ 保護者は幼稚園経由で北広島市に対し補助申請をし、幼稚園経由で北広島市からの補助金を受け取る。
- 国の補助 事業に要する経費の1/3
- 補助実績
 

平成20年度	対象児童	921名
	補助額	74,579,700円
	対象幼稚園	26園



## 平成20年度幼稚園就園奨励費補助金に係る国庫補助限度額

### I 従来条件（兄・姉が幼稚園児の場合）に該当する国庫補助限度額

・同一世帯から複数園児が同時に就園している場合は、以下の限度額に該当します。

#### 【公立幼稚園】

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額		
			1 人就園の場合 及び同一世帯から 2人以上就園して いる場合の 最年長者 (第1子)	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の次年 長者 (第2子)	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による 保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額  20,000円	年額  38,000円	年額  66,000円
②	当該年度に納付すべき市 町村民税が非課税となる 世帯				
③	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割が非課 税となる世帯				

#### 【私立幼稚園】

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額		
			1 人就園の場合 及び同一世帯から 2人以上就園して いる場合の 最年長者 (第1子)	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の次年 長者 (第2子)	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による 保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額  146,200円	年額  190,000円	年額  260,000円
②	当該年度に納付すべき市 町村民税が非課税となる 世帯				
③	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割が非課 税となる世帯				
④	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 34,500円以下の世帯				
⑤	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 183,000円以下の世帯				

- 注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。  
 2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  
     上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)  
 3. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。  
 4. 「従来条件」及び「新条件」に係る適用条件については、別紙「留意点」に十分留意の上、遺漏のないよう処理すること。

## Ⅱ 新条件（兄・姉が小学校1～3年生の場合）に該当する国庫補助限度額

- ・同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉を有する園児については、以下の限度額に該当します。

### 【公立幼稚園】

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額	
			小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額  26,000円	年額  32,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯			
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			

### 【私立幼稚園】

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額	
			小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額  162,000円	年額  176,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯			
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯			
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯			

注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

3. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4. 「従来条件」及び「新条件」に係る適用条件については、別紙「留意点」に十分留意の上、遺漏のないよう処理すること。